

〔記入要領〕

● 変更認可関係

1. 第二種貨物利用運送事業の変更認可の必要な事項は以下の通りです。

① 第二種貨物利用運送事業の事業計画

- ・ 利用運送の区域又は区間
- ・ 業務の範囲（内航海運のみ）

② 第二種貨物利用運送事業の集配事業計画

- ・ 貨物の集配の拠点
- ・ 貨物の集配に係る営業所の位置（自社により集配を行う場合）
- ・ 車庫の位置・収容能力
- ・ 運転者等の休憩施設の位置等

* 貨物自動車運送事業法第3条又は第35条の許可を受けている者（内航・外航二種事業と貨物自動車運送事業を兼業している者）は、運転者等の休憩施設及び運航管理体制に関する事項の変更手続きは不要です。（貨物自動車運送業に基づく手続きのみを行って下さい。）

2. 変更しようとする事項を具体的に記載する。

- ① 変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類は「内航・外航海運運送」と記載
- ② 変更しようとする事項に該当する場合、新旧対照表を添付する

3. 変更を必要とする理由を具体的に記載する

4. 添付書類

変更、追加した事項の契約書、使用権原、所有、賃借等証明するための書類

● 変更届出関係

1. 第二種貨物利用運送事業の軽微な変更の届出により変更できる事項は以下の通り

① 第二種貨物利用運送事業の事業計画

- ・主たる事務所の名称及び位置
- ・営業所の名称及び位置
- ・保管施設の概要
- ・利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
- ・実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

② 第二種貨物利用運送事業の集配事業計画

- ・貨物の集配を行う地域
- ・貨物の集配に係る営業所の名称及び位置（集配を他社に委託する場合）
- ・貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

2. 変更しようとする事項を具体的に記載する。

- ① 変更しようとする事業に係る利用運送機関の種類は「内航海運・外航海運運送」と記載
- ② 変更しようとする事項に該当する場合、新旧対照表を添付する

3. 変更を必要とする理由を具体的に記載する

4. 添付書類

変更、追加した事項の契約書、使用権原、所有、賃借等証明するための書類